

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年12月23日

高知地方法務局四万十支局 登記官 粟田晃功

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第4904-2025-0022号	宿毛市小筑紫町都賀川字塩ノ谷山626番
第4904-2025-0023号	宿毛市小筑紫町都賀川字登谷山330番
第4904-2025-0024号	宿毛市小筑紫町都賀川字塩ノ谷山492番
第4904-2025-0025号	宿毛市小筑紫町都賀川字塩ノ谷山495番
第4904-2025-0026号	宿毛市小筑紫町都賀川字梨木佐古389番
第4904-2025-0027号	宿毛市小筑紫町都賀川字梨木佐古390番
第4904-2025-0028号	宿毛市小筑紫町都賀川字石ヶ尾419番